

4月から、未熟児の養育事業の窓口が変わります。

地域主権改革一括法の施行に伴い、4月1日（月）から、未熟児の養育事業が県から市に移譲されるため、以下の事項の窓口が県（保健所）から市保健センターに変わります。

①低体重児（2,500グラム未満）出生の届出

出生届出時に提出していただく「赤ちゃんが生まれました」連絡票がこの届出を兼ねているため、別に届出していただく必要はありません。



②未熟児への訪問指導

お子さんが生まれたすべての家庭に実施している「こんにちは赤ちゃん訪問」として、市の保健師がお伺いします。

③養育医療給付

この制度は、身体の発育が未熟のまま出生し、生活能力が特に薄弱で保育器を使用するなど入院養育が必要な乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。申請先は中保健センターになります。

給付対象者	一宮市に住所を有する1歳未満の未熟児であって、次に掲げるいずれかに該当し、医師が入院養育を必要と認めたもの。 (1) 出生時体重2,000グラム以下のもの (2) 生活力が特に薄弱であって、医師が入院養育を必要と認めたもの
対象医療機関	養育医療機関として指定を受けている病院等に入院している場合 (指定養育医療機関については、中保健センターまでお問い合わせください。)
給付の内容	入院医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代）が給付対象となります。保険対象外の差額ベッド代やおむつ代、通院医療費等は対象となりません。
子ども医療費助成制度との違い	・養育医療給付制度・・・国の制度、保険対象の治療費と <u>食事療養費（ミルク代）</u> が対象 ・子ども医療費助成制度・・・県の制度、保険対象の治療費が対象 ※両方の制度に該当する場合は、国の制度である養育医療給付制度を優先して受給してください。
制度利用にかかる自己負担金	養育医療給付制度を利用すると、その世帯の所得税額等に応じて自己負担金を支払っていただくこととなります。ただし、この自己負担金は子ども医療費助成制度の対象となるため、申請して払い戻しを受けることができます。
申請方法	申請には、指定養育医療機関の医師が作成した意見書、所得税額を証明する書類等が必要となります。申請書類は中保健センターで説明してお渡しします。なお、申請できる期間は、お子さんが入院中に限られますので、速やかに申請してください。
制度利用方法	申請後、市から「養育医療券」をお送りしますので、速やかに医療機関へ提示してください。

※詳しくは、中保健センター（☎72-1121）へお尋ねください。